

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第13号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（独個）答申第7号）

事件名：本人が提出した特定文書に対してハラスメント全学調査委員会等が対応した具体的内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報1ないし保有個人情報4（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年5月14日付け総法文1337号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 保有個人情報1及び保有個人情報2に係る決定について：

文書不存在とは有り得ない。重要な内容につき正式に問い合わせている（特定日A付け）のだから何らかの対応がなされ、その結果を問合わせ人に回答したはずである。

イ 保有個人情報3に係る決定について：

文書不存在とは有り得ない。重要な内容につき正式に問い合わせている（特定日B付け）のだから何らかの対応がなされ、その結果を問合わせ人に回答したはずである。

ウ 保有個人情報4に係る決定について：

文書不存在とは有り得ない。重要な内容につき正式に問い合わせている（特定日C付け）のだから何らかの対応がなされ、その結果を問合わせ人に回答したはずである。

エ 全学調停委員会と全学防止対策委員会の癒着が指摘されている。前者委員は後者委員の兼任であり、後者委員長の執拗な審議介入と操作

が明らかになっています。文書開示もこれらの影響下にあり諸権利が蹂躪されています。特に、教職員の重要権利に係り問い合せをしているのであるから、何らかの回答をすべきであり、公正担保のために担当副学長としての義務である。構成委員にも強い危惧と批判が生じている。開示文書の結果から「特定委員会」の癒着や不公正体質が次々と明るみに出ており、特定事案取扱いに便宜を図り、様々の方法で当事者を錯誤、誘導させ、総長等の権威を利用し思いのまま手続を操るなど、さながら戦時下体制の様相である。

ここに適正な開示を求め、“請求どおりの文書を再度特定し開示せよ”との異議を申し立てる。東北大学の真の発展にはこれらの不正を排除し是正することが必須と思慮する。

(2) 意見書

審査に当たっては、理由説明書（下記第3）の「1 異議申立ての経緯」の記載が適正かを含め、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

異議申立ての理由に関係する論点に対して「（2）諮問の理由」で諮問庁側の立場から説明があるがそれらの記載は、不都合な文書を隠蔽する目的に過ぎず、記載内容は事実と異なり論理性もない。

また多くの該当文書が意図的特定されずに無視されている。故意に対象から外し、審査会に対しても提出を忌避している結果となっている。特に注意すべきはa「ハラスメント全学調査委員会」は調査を行い、独立した組織であるb「ハラスメント全学防止対策委員会」に結果を報告し懲戒手続き等の検討に入る規約になっている。しかるに本開示請求関連事案の場合はaのメンバーは全員がbのメンバーから委任されており、しかも同一事案で既に合意解決がなされているのにも関わらず、その合意を無視してしかも捏造事案により特定者を懲戒処分している。このような背景のため諮問庁担当者は意図的に文書を隠蔽し冤罪を維持しようと執着していると危惧される。「対応した記録文書は作成していない」は事実ではない。様々な対応がありそれを内部関係者にメール等で連絡しているのが事実である。そもそもの「1 異議申立ての経緯」に記載のある“複数の「問い合わせと依頼」の文書”は特定されているのであろうか。この特定さえなされずに、対象文書の不存在を主張していると思慮される。

種々の点で諮問庁は大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。総長も特定理事もこれらの点を憂慮されているのは気の毒というほか無い。以上の経緯は多くが情報公開制度に基づき明らかになった。もし同制度がなかったら、「闇から闇に人権が侵害され真相の一端も解明され

なかった」と思われ、制度の制定・運用関係者に深謝する次第である。

以上を勘案すると、諮問庁の「諮問の理由 記載内容」は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては全て私の主張を漏らさず認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。特に本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年3月26日に、異議申立人から、本件対象保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年4月22日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年5月27日に延長した。

本件請求に係る保有個人情報については、探索の結果、該当する文書の記録はなく、文書不存在として法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年5月14日付けで行った。

その後、平成27年6月18日付けの異議申立書が提出され、翌19日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求については、本件異議申立人自身への懲戒処分的前提として、自身がハラスメント全学調査委員会及びハラスメント全学防止対策委員会に送付した文書の対応についての保有個人情報を求めているものである。

保有個人情報1ないし保有個人情報4全ての請求に対して、再度所管課へ確認したところ、申立人が提出した文書に係り、ハラスメント全学防止対策委員会又はハラスメント全学調査委員会において、対応した記録文書は作成していないことから該当する保有個人情報は保有しておらず、保有個人情報不存在として不開示とした本学の決定は妥当なものとする。

以上の理由から、本学では、平成27年5月14日付けの保有個人情報の不開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年5月12日 審議
- ⑤ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、異議申立人がハラスメント全学調査委員会及びハラスメント全学防止対策委員会に送付した文書への具体的な対応が分かる文書（本件対象保有個人情報の記録された文書）の開示を求めるものであるため、東北大学において上記各委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において、該当する可能性がある文書の探索を行ったところであるが、原処分時よりもより、諮問に当たって改めて行った探索においても開示請求の趣旨に沿うと判断し得る文書の存在は確認されなかった。本件対象保有個人情報の性格上、他係や他部局に該当の情報が記録された文書が保管されていることは想定し難いことから、諮問庁としては、原処分は妥当であったと判断するものである。

イ 異議申立人は、重要な内容につき正式に問い合わせているのだから何らかの対応がなされたはずである等として、本件対象保有個人情報の存在を主張するが、本件開示請求で挙げられた各文書は各委員会に対する問合せや要望を内容とするものであり、このような文書の取扱いについては、特に規定されたものはないため、その内容によって対応を決めることとなる。本件の場合、上記各委員会の委員長の判断により、各委員会で審議したり、何らかの対応をしたりする必要はないとされたため、記録も残っていないものと思われる。なお、上記事務担当係から各委員長に対する文書の受領に関する報告等はいずれも口頭で行われ、その記録（文書）は作成されていない。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これ

を覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報）

- 保有個人情報 1 「「ハラスメント全学調査委員会および同全学防止対策委員会への問い合わせと依頼」の問い合わせないし依頼」に対して、ハラスメント全学調査委員会ないし同委員会委員長が対応した具体的内容が分かる一切の文書
- 保有個人情報 2 「「ハラスメント全学調査委員会および同全学防止対策委員会への問い合わせと依頼」の問い合わせないし依頼」に対して、ハラスメント全学防止対策委員会ないし同委員会委員長が対応した具体的内容が分かる一切の文書
- 保有個人情報 3 「「守秘義務に関する問い合わせ（再度）」の問い合わせ」に対して、ハラスメント全学防止対策委員会ないし同委員会委員長が対応した具体的内容が分かる一切の文書
- 保有個人情報 4 「「権利侵害についての問合せ，申立ておよび是正依頼」の問い合わせ，申立て，依頼」に対して、ハラスメント全学防止対策委員会ないし同委員会委員長が対応した具体的内容が分かる一切の文書